

令和5年度  
市有地売払（先着順）募集要領

南島原市

## 市有地の売払いについて（一般競争入札）

一般競争入札及び公募抽選による参加申込みがなかった物件について、先着順により売却することにいたしました。

今回の売却物件は、南島原市加津佐町内の1件です。

先着順による売払いを希望される方は、募集要領をご理解のうえ申込み手続きをされますようお願いいたします。

### お問い合わせ

〒859-2211

長崎県南島原市西有家町里坊 96-2

南島原市役所

総務部管財契約課管財班

TEL 0957-73-6626

FAX 0957-82-3086

## 1. 売払物件

物件番号	物件の所在	地目	面積 (㎡)	売却価格 (円)
2	南島原市北有馬町丁字南高江 4557 番 1	雑種地	289	1,639,841 円
	南島原市北有馬町丁字南高江 4557 番 16	雑種地	426	
	南島原市北有馬町丁字南高江 4567 番 8	雑種地	598	

※1 物件1の面積は登記面積で、今回の売払いに際しては、地籍調査済のため、境界確認・測量は行っていません。

※2 物件1については、3筆の一括売却になります。

## 2. 申込資格

次に該当する方は、買受をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4に該当する者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する、公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び次の①から⑦までのいずれかに該当する者
  - ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
  - ② 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - ③ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用などしている者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 前記①から⑥の者の依頼を受けて公募抽選に参加しようとする者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (6) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に利用しようとする者
- (7) 南島原市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(8) 公募抽選参加申込書を指定した期日までに提出しない者

### 3. 売払物件の用途指定条件

(1) 売払物件の用途には、契約締結の日から5年間は、次の用途指定の条件を付すこととしています。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途に使用しないこと。
- ②暴力団対策法第2条第2号から第6号に規定する方、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しないこと。
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。

(2) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合は、前項の条件を継承するものとします。

(3) 買受者が上記(1)、(2)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を支払っていただきます。

### 4. 申込方法等

先着順による売払い希望者は、市有地売払（先着順）申込書(様式第1号)に必要事項を記入・押印のうえ、受付場所に直接持参してください。

(1) 必要書類

①個人の場合

- ・身分証明書
- ・印鑑証明書
- ・市税の未納がない納税証明書

②法人の場合

- ・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ・印鑑証明書
- ・市税の未納がない納税証明書

(2) 受付開始日

令和5年5月1日(月)から令和5年10月31日(火) (土・日・祝日を除く)

(3) 受付場所及び時間

南島原市西有家町里坊96-2

南島原市役所 総務部管財契約課（西有家庁舎2階）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。なお、郵送、インタ

ーネットでの受付はいたしません。

#### (4) 申込みにあたっての留意事項

売払物件は、現状での引き渡しとなりますので、物件の詳細について分からないことや疑問がある場合、事前にお問い合わせください。希望者には売払物件の現地説明を行います。

現地説明を受けないで申込みをする方は、事前に物件調書の案内図等により、現地を必ず確認してください。

### 5. 買受者の決定

受付の先着順に、最低売却価格以上の額を提示した方を買受者として決定します。

買受者は、その権利を譲渡することはできません。

### 6. 契約の締結

買受者となられた方は、買受予定者決定通知書を受理した日から 7 日以内に契約保証金（売買代金の 100 分 10 以上）を市が発行する納入通知書により納付し、契約の締結をしていただきます。

### 7. 売買代金の支払い方法

売買代金と契約保証金との差額を 30 日以内に市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

なお、契約保証金は売買代金の支払いが行われなかった場合には、南島原市に帰属することになりますのでご注意ください。

### 8. 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地引き渡しがあったものとしします。
- (2) 所有権移転登記は、土地の引き渡し後、市が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

### 9. 土地取得後にかかる税金

契約締結以降の公租公課は、買受者の負担となります。

※ 詳しくは、南島原市役所 総務部管財契約課管財班（Tel 0957-73-6626）までお問い合わせください。

## 物件調書（物件 1）

物件番号	1
価 格	1, 639, 841円
所 在	① 南島原市北有馬町丁字南高江4557番1
	② 南島原市北有馬町丁字南高江4557番16
	③ 南島原市北有馬町丁字南高江4567番8
地 目	① 雑種地
	② 雑種地
	③ 雑種地
公簿地積	① 289㎡
	② 426㎡
	③ 598㎡
実測地積	①+②+③= 1, 313㎡
形 状	間口約10m、奥行約102m、台形
道路幅員及び接面状況	北側幅員約6mの市道に接面
法令等に基づく制限	用途地域：都市計画区域外 建ぺい率：－ 容積率：－
供給施設状況	電気：可（費用必要） 九州電力 上水道：可（費用必要）、水道総務課 ガス：プロパン
交通機関	島原鉄道轟川バス停まで約200m
最寄りの公共機関	南島原市役所北有馬庁舎まで 約500m 南島原市立有馬小学校まで 約630m 南島原市立北有馬中学校まで 約660m
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本物件は地籍調査済です。</li> <li>・ 本物件は公簿売却です。再立会、再測量は行っておりません。</li> <li>・ 本物件の地下埋設物、地盤調査及び土壌調査は行っていません。</li> <li>・ 現況有姿での引き渡しとなります。</li> </ul>

